

賃金の0.17%、一時金0.1月引き上げも、配偶者の扶養手当を2年間で半減!

三年連続のベア勧告でも実質賃金は低下に

全教も加盟している「公務労組連絡会」は、大幅賃上げをめざし春闘期から民間の労働組合とも共同して運動してきました。7月27日には、全国から1700人(全教北九州から3名参加)が結集し賃金改善、扶養手当改善阻止のたたかいを展開しました。さて、人事院は、8月政府と国会に対し、国家公務員の給与に関する勧告と職員にともづく改善、一時金は0.1月の引き上げ、あわせて配偶者扶養手当を半減する見直しもおこないました。3年連続のベア勧告は、公務労組連絡会等のねばり強い要求の反映でもありますが、その水準は、公務員の生活を改善するにはほど遠いものです。北九州も権限移譲により大幅な収入の減額が提案されていますが、扶養手当の減額は大きな打撃です。全教北九州は、勤務・労働条件改善のため、これからも継続した運動を続けます。

2016年人事院勧告の概要

1、人事院は、月例給について0.17%の給与改善を勧告しました。しかし、昨年の消費者物価指数は対前年比で0.8%上昇しており、今回の改善では公務員の実質賃金は低下となります。これは、アベノミクス効果が民間で働く労働者の賃上げまでに至っていないためです。

2、俸給表の改善では、初任給を1500円引き上げるとともに、若年層も同程度の改定をおこなうなど、昨年同様、初任給と若年層に重点を置いた改定となっています。それ以外の号俸もすべて引き上げるとし、高位号俸については、4000円の引き上げとなります。

3、一時金は、公務員の年間支給月数(4.20月)が民間を0.12月下回っているとして、0.10月引き上げて4.30月としています。引き上げ分は、すべて勤勉手当に配分するとし、本年度は12月期にあて、来年度以降は6月期と12月期にそれぞれ0.05月ずつあてるとしています。(図表参照)引き上げ分をすべて勤勉手当にあてる理由として、「勤務実績に応じた給与を推進するため」としています。しかし、人事評価制度は、公正な評価となっていないかどうか検証もされておらず、まして教職員には人事評価はなじまない現実を考えると、人事評価の結果を勤勉手当に反映させることには大きな問題があります。

4、扶養手当見直しについて、人事院は十分な協議もせず、明確かつ納得できる理由を示さず改善を強行しました。扶養手当の見直しは、配偶者にかかる手当を他の扶養親族より特別に高い手当額に設定する取り扱いを見直し、現行の13000円から6500円に減額するものです。その原資を用いて子にかかる手当を現行の6500円から10000円にするとしています。(図表参照)配偶者手当の減額は、受給者の影響を少なくするため経過措置が設けられますが、この改悪で多くの扶養手当受給者が労働条件引き下げとなります。人事院は、扶養手当のさらなる見直しも検討するとしており、これ以上の改悪は見過ごせません。

図表 扶養手当「見直し」

現行(2016年度)	2017年度	2018年度以降
配偶者	13,000円	10,000円 ※注 6,500円
子	6,500円	8,000円 10,000円
配偶者・子以外	6,500円	6,500円 ※注 6,500円
配偶者がいない場合はそのうち1人について	11,000円	子: 10,000円 他: 9,000円 特例廃止

※注: 行(一)8級相当は2019年度以降[3,500円]、9-10級相当は2019年度[3,500円]、2020年度以降は支給なし
※扶養手当は、再任用職員、指定職俸給表適用職員などには支給されない

▼扶養手当「見直し」の例(一般職員の現行と「見直し」後)

①配偶者のみ 13,000円 → 6,500円 ②配偶者+子1 19,500円 → 16,500円
③配偶者+子2 26,000円 → 26,500円 ④配偶者+親2 26,000円 → 19,500円
⑤配偶者+子1+親1 26,000円 → 23,000円

図表 一時金月数の支給調整

一般職員	6月期	12月期	
本年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.800月(支給済み)	0.900月(現行0.800月)
17年度	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.850月	0.850月
再任用職員	6月期	12月期	
本年度	期末手当	0.650月(支給済み)	0.800月(改定なし)
	勤勉手当	0.375月(支給済み)	0.425月(現行0.375月)
17年度	期末手当	0.650月	0.800月
	勤勉手当	0.400月	0.400月

図表



権限移譲小交渉 終わる！ 交渉の概要

あくまでも市職の勤務条件に

こだわる市・教育委員会。

この夏休み期間中、全教北九州は教育委員会と5回(延べ38名参加)の権限移譲小交渉がおこなわれました。交渉では、給与や勤務時間・休暇等の懸案事項について教職員の勤務条件変更によって働き方が変わらないよう現場の実情も添えて丁寧の説明しました。

激変を伴う移管に

具体的措置の回答なし。

全教北九州は「教職員の働き方は市職のそれとは馴染まず、それに見合った勤務条件」を要求してきました。しかし、市教委は、教育条件・環境が整っていないために、市職の勤務条件では学校が混乱することが予想される自動車による出張などの事項はすぐに変更したものそれ以外の働き方に関する条件は国の基準を盾に市職の条件に合わせてようとして、具体的回答を避けています。

地域手当、期末・勤勉手当の

切り下げは許されない。

交渉の概要

給与に関して市教委は大幅な減額

につながる内容を提示しています。手当についても、国の水準・基準を盾に市職の条件と同じ支給水準、額を提示しています。全教北九州の「権限移譲ニュース」でも指摘しましたが、地域手当は福岡市が10%、それ以外の地域は5%に上げられる予定です。しかし、労働条件の厳しいこの北九州は3%(現在4.25%)に切り下げられ、北九州市以外の教員との賃金格差が拡大します。また、通勤手当も同様に自動車による通勤が、今の2.5刻みが5.5刻みに変えられたら不利益を被る先生も多数です。生活と深く関わる給与だけに減額は到底納得できないことを市教委に伝え、今の支給水準を維持するよう強く要求しました。

大交渉では、働き方に見合った

勤務・労働条件を再度要求。

9月下旬に最後の交渉が予定されています。この交渉で、市・市教委からの最終案が提示されます。全教北九州は、組合の見解に沿った要求を基本に大交渉に臨みます。

通勤手当の減額。こんなのおかしくないですか？！

▶全教北九州は、移譲の交渉の席で通勤に使っている自家用車の性格について執拗に繰り返し市教委側に説明してきました。▶教員の場合、通勤で使っている自家用車は公務でも使用しているため公用車の性格をもっていると主張してきました。その根拠は、教育委員会に「公用車登録」を行っているところです。教員は、通勤だけでなく研修や生徒指導上の家庭訪問等でも使っています。(その中には旅費等の手当がつかないものもあります)このように自家用車は通勤の道具としてだけでなく、公務遂行上必要な道具であり手段です。▶組合は、以上の理由で、通勤手当の切り下げには納得できないことを主張してきました。

教職員の権利&共済学習会

～権限移譲でどうかわる、私たちの働き方・暮らし～ (仮題)

全教副委員長、全教共済専務理事の今谷賢二さんをお迎えし、学習会を開催します。権限移譲で給与の減額、権利の後退などが予想されるなか、私たち教職員の働き方や暮らしはどうなるのか、また、生活は・・・様々不安があるなか、働き続けるために必要なことを一緒に考えませんか。

日時 10月22日(土曜日) 14時～16時

※場所は未定です。後日お知らせします。また、学習会后、学習会参加者&全教共済加入者の交流会をおこなう予定です。

30人以下学級を早期に実現させるための行動を！

～署名活動スタート～

今年も、すべての小・中学校に少人数学級が実現できるように街頭宣伝、署名活動を行います。教員にとっても、多忙解消の決め手となる施策です。まず、家族、そして職場、市民に必要性を訴え少しでも多くの署名を集めましょう。

今年の目標は、5000筆です。

●スタート集会 9月3日(土) 10時半より ウェルとばた

※毎月、JR 駅頭で街頭宣伝、署名活動を行います。一度は参加を！

●憲法を守るための街頭宣伝行動(同日10時より) ※ティッシュ配布

9月のせんせいの学校

9月23日(金) 19時より

高見市民センター

「合唱指導」チラシをご覧ください。

次回 定例会

9月30日(金) 高見市民C(予定)

・権限移譲の最終提案など